

## 体験報告（体験者：A氏）

### ヨット活動中事故の傷害保険金請求の体験報告

#### （1）ヨット上での負傷事故

私（A）は、2017年4月上旬にハーバー内のヨットの出航準備でロープ作業中に転倒しデッキで頭部を打撲し、救急車で病院に運ばれた。傷病名は脳挫傷、22日間入院治療の後、退院帰宅後、通院治療を行った。

#### （2）私の傷害保険加入状況

入院して約1か月後に退院して帰宅後、傷害保険請求の手続きを始めた。私はヨット関連では、「セーラーズ保険」、自艇で加入している「ヨット総合保険」、その他に家庭で「家族傷害保険」、「生命保険」に加入しているので、4件同時に保険金請求手続きを進めた。資料作成は、病院の診断書や領収書などはコピーして共通に使用できるので同時並行に進めるのが得策である。以下、ここでは「セーラーズ保険」について記述する。

#### （3）セーラーズ保険（スポーツ安全保険）に事故通知

三浦外洋セーリングクラブのホームページの案内に従って、「公益財団法人 スポーツ安全協会」のホームページ <http://www.sportsanzen.org> から「スポーツ安全保険のしおり」を参照して、事故時の連絡先が「東京海上日動の関東スポーツ安全保険コーナー」（0120-789-047）であることが判った。同保険コーナーに電話して事故の発生を通知すると、「事故通知ハガキ」の用紙が送られてきた。

「事故通知ハガキ」には、加入者内容、事故内容等を記入する欄があるが、加入者内容のうち、加入方法、加入者番号、団体代表者名など団体としての記入箇所があるので、「事故通知ハガキ」に事故内容を記入して封書で三浦OSC事務局に送り、団体としての記入事項を記入の上、同安全保険コーナーへ転送してもらうよう依頼した。3日後に三浦OSCから「事故通知ハガキ」に記入して宛先に送付した旨のメールを受信した。

#### （4）傷害保険金請求書・添付資料を作成、提出

数日後、同安全保険コーナーから私宛に保険金請求に必要な書類一式が送られてきた。この保険金請求書にも団体としての記入、押印箇所があるので、あらかじめ三浦OSCに送って記入してもらい私宛に返送を受けた。

8月頃、同安全保険コーナーから「おケガの状況および保険金のご請求について」という問い合わせ文書が送られてきた。返信ハガキに「現在の状況保険金請求の予定」を記入して投函した。

この保険の補償期間と日数は、事故日を含め180日以内、入院180日以内、通院30日以内が限度となっている。10月上旬、事故後180日が経過した。未だ通院中で完治状態ではないが上記保証期間を過ぎたので、その期間にかかった入院、通院の内容を保険金請求書に記入し、添付書類（病院の診断書、通院時の診察券（写）など）一式を同封し、同安全保険コーナーへ送付（提出）した。

#### （5）傷害保険金受取り

上記投函の15日後、スポーツ安全保険コーナーから私の口座に保険金振込の通知があり、入金を確認した。

**【参考】**私は加入区分B（65歳以上）のため、入院22日 x 1,800円 = 39,600円、通院10日 x 1,000円 = 10,000円、合計49,600円であった。

なお、医師の診断書に後遺症が残る記述があるため、後遺症に対する補償について追加申請を行っている。

**【感想】**今回の私の怪我で病院や薬局で支払った費用は3割負担でおよそ50万円であったが、それに比べればこの補償額は少額である。しかし、この保険だけで考えてみると、1年分の掛金は、1,400円（事務手数料含む）であることを考えると、49,600円は35年分の掛金に相当する。保険金請求実績により次年度から掛金上がることもない。更に、活動の往復中の事故も補償範囲なので他の保険よりも補償範囲が広いことも特徴である。三浦OSCのスポーツ安全保険の加入案内に書いてあるように、最もコストパフォーマンスの高い保険（小さな掛金、大きな補償）であることを実感した。この体験報告が会員各位の保険金請求の参考になれば幸いです。

2017年11月15日 報告者：A